

川崎市川崎区公告第 3 2 号

国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条で準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市川崎区長 中山 健一

（別紙省略）